

平泉町地域おこし協力隊（民間企業等雇用型）受入事業者 仕様書

1 委託業務の目的

産業振興や地域活性化のため、企業や団体等（以下「受入事業者」という。）と地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が連携することで、民間活力の活用による地域おこし協力隊活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指す。

2 令和9年度委託業務の対象となる活動

- (1) 商工業の振興に関する活動
- (2) 移住定住及び空き家対策の推進に関する活動

3 受入事業者の責務

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員活動の支援、管理及び実績の取りまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集及び研究
- (5) 隊員の地域への定住のためのサポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言及び相談対応
- (7) その他隊員の円滑な地域おこし活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約の締結日から令和10年3月31日まで

※隊員の任期（原則、最長3年）に応じて委託契約を更新することができます。

5 委託契約金額

- (1) 隊員1人当たり年額金5,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。下表のとおり、項目ごとにも上限があり、報償費と活動費の合計額が年額金5,500,000円以内となるよう、内訳を設定します。

項 目	上 限 額
報償費	4,000,000 円
報償費以外の活動に要する経費【活動費】	2,000,000 円

※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します

- (2) 委託契約金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、金額に変更が生じることがあります。

6 隊員の活動条件

- (1) 隊員の活動時間は、1日7時間45分、週38時間45分を基準として、受入事業者と隊員が協議の上で定めてください。
- (2) 隊員の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守してください。
- (3) 受入事業者は、隊員が地域や他の隊員との交流活動に参加できるよう配慮してください。

7 活動報告及び実績報告

- (1) 毎月の業務完了後、受入事業者は隊員と共同で活動月報・日報及び活動経費報告書類（証憑書類含む）を作成し、町に提出してください。
- (2) 受入事業者は、毎年度、委託契約期間の最終日までに、隊員と共同で活動年報（実績報告関係書類）を作成し、町に提出してください。